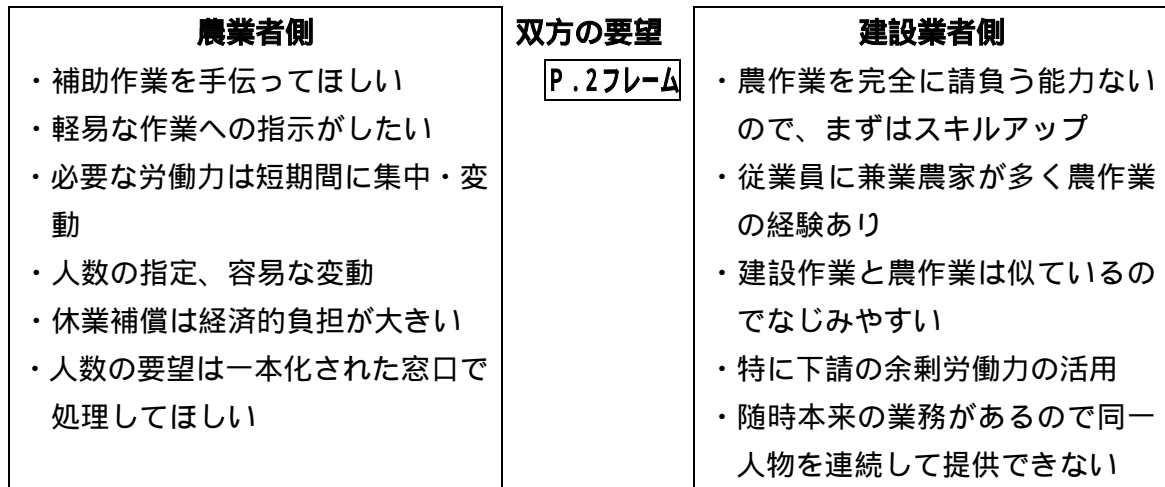
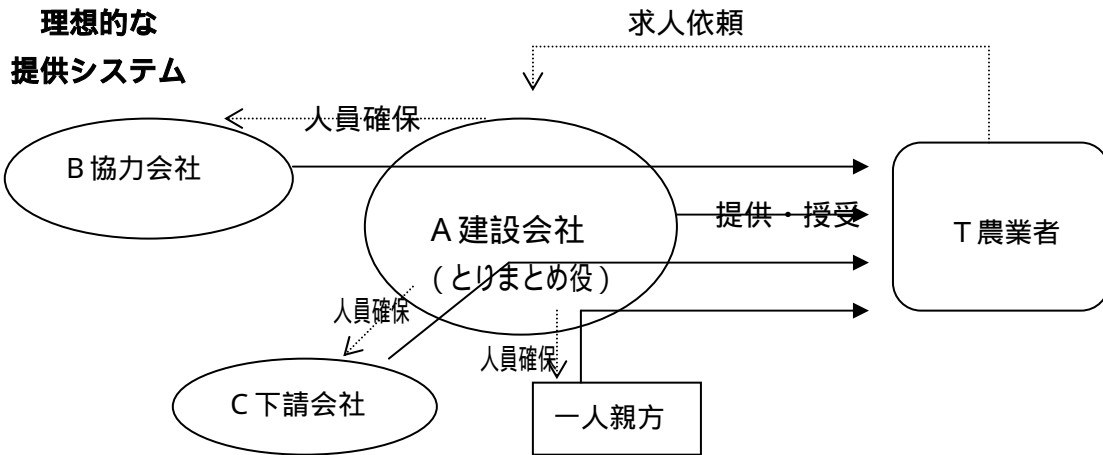
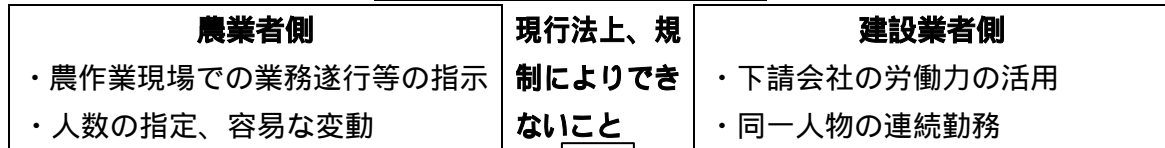


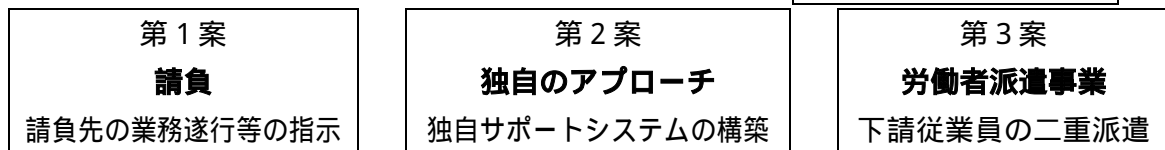
四日市市グリーンサポーター特区提案 要約



P.2 現行制度の問題点の整理



特区のアプローチ



P.2 新制度へ反映させること

特区構想のフレーム

- ・ 農業分野に限って、建設業界の余剰労働力を、農繁期の農業者へ提供する。
- ・ 農業をしたい建設業者が将来事業展開するため、段階的に進出する仕組みを作る。
- ・ 農業分野は、就労条件を決定するにも自然に左右される等、不確定要素の多い分野であるが、それらを克服するような仕組みを作る。
- ・ 労働者の権利・尊厳を侵さないよう、実施主体（建設業者）が使用者責任を負う。

現行制度の問題点の整理

請負

定義：民法 632 条、
労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分
に関する基準（S.61.4.17 労働省告示第 37 号）

可能なこと

- ・ 随時、請負元による作業人数の任意の増減
- ・ 作業者の入替

できないこと

- ・ 農業者から請負労働者への現場指示

その他

- ・ 請負先と請負元と混在して作業することは不可
- ・ 請負先による請負人数の指定は不可
- ・ 機械等は請負元で調達する
- ・ 建設作業に似ていながら、農業の補助的作業のみの請負は不可

労働者派遣事業

定義：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）第 2 条

可能なこと

- ・ 農業者から現場派遣労働者への指示

できないこと

- ・ 契約後、期間・人数の随時変更
- ・ 作業者の入替は難

その他

- ・ 派遣契約期間中、本来の建設業務に就けない
- ・ 天候変動時など不確定要素の解決方法の具現ができない
- ・ 二重派遣（自社社員以外）は不可

新制度へ反映させること

